

「いじめ総合対策【第3次】」（概要版）

関係法令

いじめ防止対策推進法

第十二条 地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。

東京都いじめ防止対策推進条例

第九条 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定

東京都いじめ防止対策推進基本方針

Ⅵ 都における取組 5 「いじめ総合対策」の策定

目的

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図る。

【第3次】実施期間 令和7年7月1日から令和11年3月31日まで

※「いじめ総合対策【第3次】」の実施まで、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を継続

経緯

- 平成 29年 2月 「いじめ総合対策【第2次】」策定
- 令和 3年 2月 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」策定
- 令和 4年 11月 都教育委員会から、第5期いじめ問題対策委員会に諮問
- 令和 6年 7月 第5期いじめ問題対策委員会による答申（方策6点）

策定の方向性

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の内容を受け継ぐとともに、国の生徒指導に関する資料の改訂等を受け、一層の推進に向け、策定

策定の背景

- 1 生徒指導提要の改訂
(文部科学省 令和4年12月)
- 2 第5期東京都教育委員会
いじめ問題対策委員会
答申 (令和6年7月31日)
- 3 いじめの重大事態の調査に
関するガイドラインの改訂
(文部科学省 令和6年8月)

上巻

○生徒指導の2軸3類4層構造及びいじめに関する生徒指導の重層的支援構造を具体的に説明したものを掲載
→自己指導能力を育成するための視点を明示

○「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策」及び具体的な取組を掲載
(例) 子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実
→ 高校生いじめ防止協議会の実施

○いじめの重大事態の対応に関する課題について、根拠法令等を基に解説

(例) 地方公共団体の長等への報告内容や、その流れ

下巻

自己指導能力を育成するための視点の明示

研究開発委員会「いじめの理解啓発委員会」における、いじめの未然防止に向けた実践プログラムの研究成果として、児童・生徒が、自己指導能力を身に付けることができるように、全ての学習事例において「生徒指導の実践上の視点」を記載

いじめ総合対策【子供版】

発達の段階に応じた3編

- 「小学1年生から3年生向け」
- 「小学4年生から6年生向け」
- 「中学生・高校生向け」



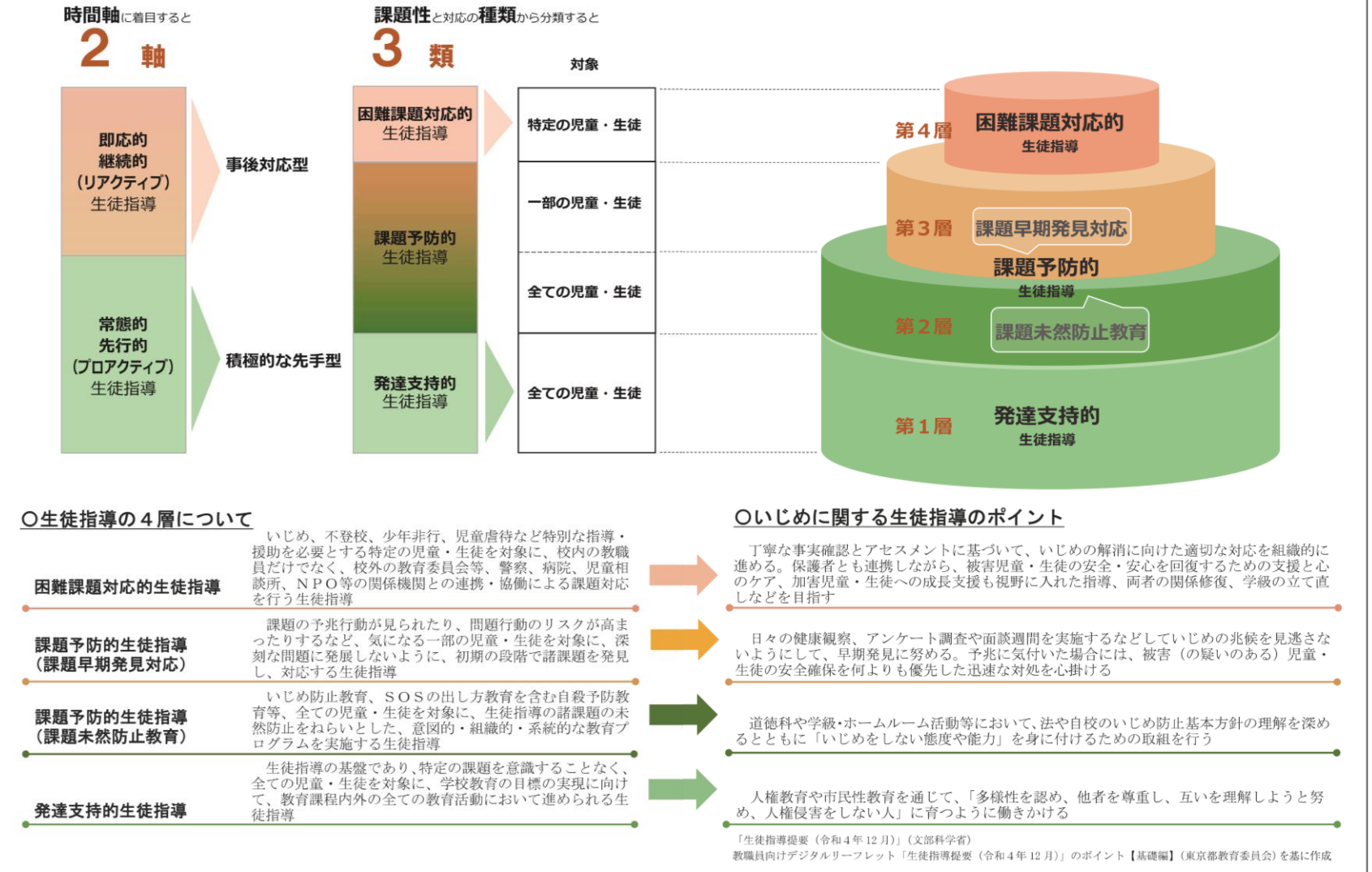
法や条例等で示されていることや、都内公立学校での取組を分かりやすく解説し、**子供自身が学び、考えることのできる内容**

1 生徒指導提要の改訂 (文部科学省 令和4年12月)

○生徒指導の2軸3類4層構造
及びいじめに関する生徒指導
の重層的支援構造を具体的に
説明したものを掲載

→自己指導能力を育成する
ための視点を明示

2 生徒指導の4層構造といじめ対応の重層的支援構造



2 第5期東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会 答申（令和6年7月31日）

○「いじめ防止等の対策を一層推進
するための方策」及び具体的な取組
を掲載

（例）子供自身がいじめ問題への理解を深め、
自ら考えて行動できるようにするための
取組の充実
→ 高校生いじめ防止協議会の実施

子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組を説明したページ（【第3次】上巻P6）

3 子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組

東京都教育委員会では、令和5年度より、高校生いじめ防止協議会を行っている。東京都教育委員会の「いじめ防止」に関する施策について、子供の視点から見直しを図り、子供がいじめ防止について考えることを通して、どのような取組が必要であるかを議論し、協議を通して必要な施策を東京都教育委員会へ提言することを目的としている。

子供が本音で、思いや考えを交わす場となるように、子供が企画・運営を行っている。



高校生いじめ防止協議会において提言された子供の意見

自分たちがすべきこと

- ・ 友達が言ったことは、まず認める意識をもち、何を話しても大丈夫という、安心して話せる環境をみんなで作ることが必要だと思う。
- ・ 周囲を気にしたり、気配りをしたりする意識をもつことが必要ではないか。
- ・ いじめは自分たちの問題という当事者意識や、いじめを許さないという雰囲気をつくる。
- ・ SNSの使い方を改善する。

学校で行ってほしいこと

- ・ アンケートがシンプル過ぎる。形骸化している気がする。いじめについて考えることができる内容の方がよい。いじめ問題やアンケートの行い方について、先生方にはもっと学んでほしい。
- ・ いじめに関してどう考えるかは、小学校での学びが大事だと感じている。
- ・ いじめ防止に関するDVDや動画を鑑賞することでも学べるものはあると思う。
- ・ カウンセリングルームの開放や環境を整備する。
- ・ 1時間の授業について、グループワークを取り入れるなど、子供が気軽に発言できるように、授業改善が必要だと思う。
- ・ いじめに関するポスターを作成し、校内に掲示する。
- ・ いじめ問題について考える、生徒主体の行事を増やしたらどうか。

社会にお願いしたいこと

- ・ スクールカウンセラーへの相談の予約を電子予約システムにする。
- ・ いじめアンケートを電子化する。
- ・ 生徒が主体となる、教育活動を推進する。
- ・ いじめ防止を身近に意識できるグッズを配布する。
- ・ 行政の取組を学校や家庭へ伝えるようにした方がよい。

子供たちは、自分たちの取組を見直す必要があると考えています。
先生方も、対応や取組をぜひ見直して、常にアップデートしていきましょう！

子供の
意見

本書では、子供の意見に関連する部分には、このマークを記しています。



3 いじめの重大事態の調査 に関するガイドラインの改訂 (令和6年8月)

○いじめの重大事態の対応に関する
課題について、**根拠法令等**を基に
解説

(例) 地方公共団体の長等への
報告内容や、その流れ

例：根拠法令等を基に説明したページ（【第3次】上巻P87）

エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告 ① 法による義務規定

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。ただし、事例ごとに、子供からの聴き取り記録などを添付するなど、確認された事実関係が明確になるよう工夫する。

なお、当該文書を受領した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

その際、調査結果に対する被害の子供又はその保護者の所見が提出されている場合には、それを調査結果の報告書に添えて提出し、説明する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改訂 平成29年3月14日））】

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合にはいじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

【いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）文部科学省 40ページ】

- 対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には地方公共団体の長等へ併せてその内容を説明する。

オ 地方公共団体の長による再調査への協力 ① 法による義務規定

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により、地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第3項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

未然防止

早期発見

早期対応

重大事態への対処

自己指導能力を育成するための視点の明示

※ <生徒指導の実践上の視点> を各事例に掲載

- (1) 自己存在感の感受
- (2) 共感的な人間関係の育成
- (3) 自己決定の場の提供
- (4) 安全・安心な風土の醸成

例： <生徒指導の実践上の視点> を記載したページ
(【第3次】下巻P29)

教材文

【教材1】 いじめを見たり、聞いたりしたとき、どうしましたか

児童・生徒	注意した	誰かに相談した	何もなかった	無回答
小学校	93.0	24.9	35.7	2.8
中学校	93.0	20.6	29.6	1.4
高等学校	92.0	20.4	64.0	1.3
特別支援学校	80.0	30.0	33.8	4.4

【いじめ問題に関する研究報告書】(平成26年2月) 東京都教職員研修センター より作成

【教材2】「傍観者でいいのか」

夕べからの雨が降り続けている。「今日も雨か。」
昨日、帰るときAさんの上着がぬれて泥だらけになっていたことを思い出した。
「遅れるわよ。急ぎなさい。」と母の声が聞こえた。私は、重たいかばんを引きずるようにして家を出た。学校へは行きたくなかった。学校が嫌だった。
2年生になって学級替えがあった。私はみんなに推薦されて学級代表になった。にぎやかな学級だと思っていた。そして、みんなのためにできることをやろうと思った。
初めて一緒に学級になった人の中にAさんがいた。気が弱く、ちょっと頼りなさそうところがあつたが、冗談を言って周りを笑わせる。何を言われてもニヤニヤ笑っていた。AさんはBさんやそのグループの仲間といつも一緒だった。毎朝Bさんの家に迎えに行き、Bさんの荷物をもって登校していた。私は、(断れればいいのに)と思っていた。
ある日、Aさんは朝寝坊をしたらしく、Bさんの家に寄らずにあわてて登校することがあった。登校すると、AさんはBさんに呼ばれた。戻ってきたAさんは下を向いて苦しげだったが、すぐに冗談を言っているようにおどけていた。それから、Aさんは今までにもましてBさんたちの言いなりになった。学級のみんなの前でもBさんは平気でAさんをからかったり、命令したりするようになっていた。学級の人の中にはBさんたちと一緒にAさんをからかって笑う人まで出てきた。でも、ほとんどの人は、何も言わなかったし、何もなかった。
Bさんは、「Aが遊ぼうって言うから一緒に遊んでやっているだけだし、Aだって笑っているじゃないか。」と声高にみんなに話していた。
私は、(Aさん、なんで笑っているの。怒ればいいのに...)と思った。
学期の終わりに近づくと、Aさんは身体の不調を訴え、早退したり欠席したりすることが多くなった。
放課後、私は、掲示板を直していた。その時、思い詰めたような顔をしたCさんに話しかけられた。「Aさんを、これ以上はうっておけない。」
私は、はっとした。
Cさんは、休んでいるAさんの家に行って話を聞いたそう。Aさんはボロボロと涙を流して、「いじめられるのはつらい。もう学校へは行かない。」と言ったそう。Bさんたちから言われたことを断ると、殴られたりしていたそう。
やっぱりつらかったんだ。苦しかったんだと思った。
早速、Cさんと一緒に先生に相談に行った。次の日に、学級の代表者で話し合いを開くことになった。放課後の話し合いは長時間に及ぶ真剣な会になった。
「この学級からいじめをなくそう。見て見ぬふりはひきょうだ。」
長時間の話し合いの結末であった。

【人権教育プログラム(学校教育編)】(平成16年3月) より作成

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
いじめの状況があったらどうしたらよいか、どうしたらいじめがなくなるかを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
人は一人一人違うことや、自分と異なる思いや考えを大切に、互いに理解しようとする。
- (3) 自己決定の場の提供
いじめの状況があったらどうしたらよいか、どうしたらいじめがなくなるかを考え、伝える場面を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

【教材1】 いじめを見たり、聞いたりしたとき、どうしましたか

児童・生徒	注意した	誰かに相談した	何もなかった	無回答
小学校	93.0	24.9	35.7	2.8
中学校	93.0	20.6	29.6	1.4
高等学校	92.0	20.4	64.0	1.3
特別支援学校	80.0	30.0	33.8	4.4

【いじめ問題に関する研究報告書】(平成26年2月) 東京都教職員研修センター より作成

【教材2】「傍観者でいいのか」

夕べからの雨が降り続けている。「今日も雨か。」
昨日、帰るときAさんの上着がぬれて泥だらけになっていたことを思い出した。
「遅れるわよ。急ぎなさい。」と母の声が聞こえた。私は、重たいかばんを引きずるようにして家を出た。学校へは行きたくなかった。学校が嫌だった。
2年生になって学級替えがあった。私はみんなに推薦されて学級代表になった。にぎやかな学級だと思っていた。そして、みんなのためにできることをやろうと思った。
初めて一緒に学級になった人の中にAさんがいた。気が弱く、ちょっと頼りなさそうところがあつたが、冗談を言っていて周りを笑わせる。何を言われてもニヤニヤ笑っていた。AさんはBさんやそのグループの仲間といつも一緒だった。毎朝Bさんの家に迎えに行き、Bさんの荷物をもって登校していた。私は、(断れればいいのに)と思っていた。
ある日、Aさんは朝寝坊をしたらしく、Bさんの家に寄らずにあわてて登校することがあった。登校すると、AさんはBさんに呼ばれた。戻ってきたAさんは下を向いて苦しげだったが、すぐに冗談を言っているようにおどけていた。それから、Aさんは今までにもましてBさんたちの言いなりになった。学級のみんなの前でもBさんは平気でAさんをからかったり、命令したりするようになっていた。学級の人の中にはBさんたちと一緒にAさんをからかって笑う人まで出てきた。でも、ほとんどの人は、何も言わなかったし、何もなかった。
Bさんは、「Aが遊ぼうって言うから一緒に遊んでやっているだけだし、Aだって笑っているじゃないか。」と声高にみんなに話していた。
私は、(Aさん、なんで笑っているの。怒ればいいのに...)と思った。
学期の終わりに近づくと、Aさんは身体の不調を訴え、早退したり欠席したりすることが多くなった。
放課後、私は、掲示板を直していた。その時、思い詰めたような顔をしたCさんに話しかけられた。「Aさんを、これ以上はうっておけない。」
私は、はっとした。
Cさんは、休んでいるAさんの家に行って話を聞いたそう。Aさんはボロボロと涙を流して、「いじめられるのはつらい。もう学校へは行かない。」と言ったそう。Bさんたちから言われたことを断ると、殴られたりしていたそう。
やっぱりつらかったんだ。苦しかったんだと思った。
早速、Cさんと一緒に先生に相談に行った。次の日に、学級の代表者で話し合いを開くことになった。放課後の話し合いは長時間に及ぶ真剣な会になった。
「この学級からいじめをなくそう。見て見ぬふりはひきょうだ。」
長時間の話し合いの結末であった。

【人権教育プログラム(学校教育編)】(平成16年3月) より作成

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
いじめの状況があったらどうしたらよいか、どうしたらいじめがなくなるかを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
人は一人一人違うことや、自分と異なる思いや考えを大切に、互いに理解しようとする。
- (3) 自己決定の場の提供
いじめの状況があったらどうしたらよいか、どうしたらいじめがなくなるかを考え、伝える場面を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

【教材1】 いじめを見たり、聞いたりしたとき、どうしましたか

児童・生徒	注意した	誰かに相談した	何もなかった	無回答
小学校	93.0	24.9	35.7	2.8
中学校	93.0	20.6	29.6	1.4
高等学校	92.0	20.4	64.0	1.3
特別支援学校	80.0	30.0	33.8	4.4

【いじめ問題に関する研究報告書】(平成26年2月) 東京都教職員研修センター より作成

【教材2】「傍観者でいいのか」

夕べからの雨が降り続けている。「今日も雨か。」
昨日、帰るときAさんの上着がぬれて泥だらけになっていたことを思い出した。
「遅れるわよ。急ぎなさい。」と母の声が聞こえた。私は、重たいかばんを引きずるようにして家を出た。学校へは行きたくなかった。学校が嫌だった。
2年生になって学級替えがあった。私はみんなに推薦されて学級代表になった。にぎやかな学級だと思っていた。そして、みんなのためにできることをやろうと思った。
初めて一緒に学級になった人の中にAさんがいた。気が弱く、ちょっと頼りなさそうところがあつたが、冗談を言っていて周りを笑わせる。何を言われてもニヤニヤ笑っていた。AさんはBさんやそのグループの仲間といつも一緒だった。毎朝Bさんの家に迎えに行き、Bさんの荷物をもって登校していた。私は、(断れればいいのに)と思っていた。
ある日、Aさんは朝寝坊をしたらしく、Bさんの家に寄らずにあわてて登校することがあった。登校すると、AさんはBさんに呼ばれた。戻ってきたAさんは下を向いて苦しげだったが、すぐに冗談を言っているようにおどけていた。それから、Aさんは今までにもましてBさんたちの言いなりになった。学級のみんなの前でもBさんは平気でAさんをからかったり、命令したりするようになっていた。学級の人の中にはBさんたちと一緒にAさんをからかって笑う人まで出てきた。でも、ほとんどの人は、何も言わなかったし、何もなかった。
Bさんは、「Aが遊ぼうって言うから一緒に遊んでやっているだけだし、Aだって笑っているじゃないか。」と声高にみんなに話していた。
私は、(Aさん、なんで笑っているの。怒ればいいのに...)と思った。
学期の終わりに近づくと、Aさんは身体の不調を訴え、早退したり欠席したりすることが多くなった。
放課後、私は、掲示板を直していた。その時、思い詰めたような顔をしたCさんに話しかけられた。「Aさんを、これ以上はうっておけない。」
私は、はっとした。
Cさんは、休んでいるAさんの家に行って話を聞いたそう。Aさんはボロボロと涙を流して、「いじめられるのはつらい。もう学校へは行かない。」と言ったそう。Bさんたちから言われたことを断ると、殴られたりしていたそう。
やっぱりつらかったんだ。苦しかったんだと思った。
早速、Cさんと一緒に先生に相談に行った。次の日に、学級の代表者で話し合いを開くことになった。放課後の話し合いは長時間に及ぶ真剣な会になった。
「この学級からいじめをなくそう。見て見ぬふりはひきょうだ。」
長時間の話し合いの結末であった。

【人権教育プログラム(学校教育編)】(平成16年3月) より作成

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
いじめの状況があったらどうしたらよいか、どうしたらいじめがなくなるかを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
人は一人一人違うことや、自分と異なる思いや考えを大切に、互いに理解しようとする。
- (3) 自己決定の場の提供
いじめの状況があったらどうしたらよいか、どうしたらいじめがなくなるかを考え、伝える場面を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

いじめ総合対策【子供版】

主な内容

◆いじめの定義

◆いじめの認知と解消、その決定

◆教員や学校の取組

事例を掲載して、どのようなものがいじめに該当するかを解説

いじめの認知と解消は、どのようにして決められているのかを解説

いじめ防止対策いじめの早期発見 いじめ問題への対応に向けての教員の研修や学校での取組を解説

それぞれの項目で「ポイント」の吹き出しを設け、より内容を理解することができるようにしている。

事例を示して、いじめの定義を説明したページ
（「小学1年生から3年生向け」P1・2）

いじめの行為が、犯罪行為につながることに説明したページ
（「小学4年生から6年生向け」P9）
（【中学生・高校生向け】P11）

どんなことが「いじめ」なのだろう？

相手が、いやな思いをした場合は、「いじめ」となるよ。

おにごっこで おにを
決めるときに、いつも
同じ子を おににする。

何も言わずに、勝手に
ともだちの えんぴつや
消しゴムを使う。

同じ子に ぶつかったり、
その子の持ち物を
よく落としたりする。

SNSなどや
オンラインゲームなどで、
ともだちの悪口を言う。

※ これらは、全て「いじめ」だよ。



- 「行った子」の人数は関係ないよ。
（一人でも、複数でも同じだよ。）
- 暴力が「あった」、「なかった」は関係ないよ。
- 行為の回数は、関係ないよ。
（1回だけでも、何回やっても同じだよ。）
- 行為の内容ではなんでも、相手がどう感じているかでなんなんですよ。

たとえば…

① 親切のつもりでやったのに…

発言の苦手な子に、「〇〇さんも何か言いなよ。」と言った。

② 悪気はなかったのに…

リレーでバトンを落とした子に、「何やってんだ!」と大きな声で言った。

③ つい、かっとなって…

うっかりぶつかってきた子に、悪口を言い、にらんだ。

うっかりぶつかってきた子に対して、その場でたたいた。

④ あの子にはらが立つから…

体育の時間などで、「あなたのせいで負けた!」とその子に言い続けた。

しつばいをするたびに、「きもい!」、「足をひっぱるな!」など悪口を言った。

持ち物をかくして、「かくされた子」がいないようすをわらって見ていた。

試合で負けたかわりに、メンバー全員に、お金をはらうよう命令した。

お金を持って来ないことを理由に、なぐったり、けったりした。

ここに書かれているものは、いじめにつながる行為だよ。ひどいものについては、犯罪行為として、けいさつと一緒に対応することもあるよ。

犯罪行為につながる「いじめ」について

この表は、犯罪につながる行為を、例として示したものである。

いじめの行為	学校で起こり得る事例	犯罪の名称
ひどくぶつかったり、たたかれたり、蹴られたり、殴られたりする。	● ゲームや悪ふざけとして、くり返し同級生をなぐったりけったりする。	暴行
刃物等で怪我をさせられる。	● ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。	傷害
	● 無理失理、衣服をぬがす。	暴行
いやなことやはずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。	● 度胸試しやゲームとして、無理失理危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。 ● 家族に危害を加えると脅し、特殊詐欺や闇バイト等の犯罪行為をやらせる。	強要
	● 断れば危害を加えると脅し、性器や胸、おしりをさわる。	不同意わいせつ
ランダムに金品をたかられる。	● 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。 ● 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝
ランダムに金品をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、捨てられたりする。	● くつや体操服、教科書等の所持品をぬすむ。 ● 財布から現金をぬすむ。	窃盗
	● 自転車をこわす。 ● 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等
冷やかしかからかい、悪口やおどし文句等、いやなことを言われる。	● 学校に来たら危害を加えると脅す。 ● 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 ● 特定の人物を誹謗中傷するために、校内や地域の壁や掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いた、身体的特徴を指摘して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。	脅迫 名誉毀損、侮辱

学校において生じる可能性のある、いじめに関連する犯罪行為等について

以下に示す事例は、過去にあった具体的な事例を踏まえ、刑罰法規に対応した例を示したものである。

いじめの態様	学校で起こり得る事例	刑罰法規
ひどくぶつかったり、叩かれたり、蹴られたり、殴られたりする。	● ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。	暴行 (刑法第208条)
刃物等で怪我をさせられる。	● ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。	傷害 (刑法第204条)
	● 無理失理、衣服をぬがす。	暴行 (刑法第208条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。	● 度胸試しやゲームと称して、無理失理危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。 ● 家族に危害を加えると脅し、特殊詐欺や闇バイト等の犯罪行為をやらせる。	強要 (刑法第223条)
	● 断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。	不同意わいせつ (刑法第176条)
金品をたかられる。	● 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。 ● 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第249条)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	● 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ● 財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第235条)
	● 自転車を壊す。 ● 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第261条)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。	● 学校に来たら危害を加えると脅す。(メール含む) ● 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 ● 特定の人物を誹謗中傷するために、校内や地域の壁や掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いた、身体的特徴を指摘して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。	脅迫 (刑法第222条) 名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)